環境県民局 資　　料	Ｎｏ．３

令和６年 12 月５日
課　名　環境県民局県民活動課
担当者　課長　中村
内　線　2739

広島県青少年健全育成条例の改正に係る周知について

１　要旨・目的

青少年の性被害防止対策の強化及び青少年のインターネット利用環境整備を図るため、広島県青少年健全育成条例の一部を改正したことに伴い、改正条例施行に向けた周知に係る取組について報告する。

２　現状・背景

インターネット利用の低年齢化等を背景に、ＳＮＳを通じて知り合った相手と会って被害に遭ったり、相手の求めに応じて性的な姿態を撮影した画像を提供させられる等の被害が多発している現状等を踏まえ、本年 10 月に広島県青少年健全育成条例を改正した。

改正条例は、一部を除き令和７年１月１日から施行される。

３　概要

(1)　対象者

県民、携帯電話事業者等

(2)　事業内容（実施内容）

次のとおり、教育委員会や県警察等と連携し、改正条例の周知に取り組んでいる。

ア　青少年、保護者及び教育関係者等への周知

- 条例改正について、教育委員会、警察、市町、青少年関係団体等へ通知するとともに、学校関係者への周知について校長会を通じて依頼
- 性被害防止に係る改正内容を周知するためのチラシ（別紙１）を県内全ての小・中・高校等を通じて、小学校５年生以上の児童・生徒全員に配布
- ＰＴＡ関係のイベントにおけるチラシによる周知
- 学習塾等、民間教育施設への説明等

イ　携帯電話事業者及び販売店への周知

フィルタリング関係の改正内容に係る事業者・販売店向け及び保護者向けのチラシ（別紙２）により、事業者及び携帯電話販売店に周知。併せて、別紙１により保護者への周知について協力依頼

ウ　各種媒体を活用した広報

ＳＮＳや県ホームページ等の媒体を活用した県民への周知

(3)　スケジュール

令和７年１月の施行に向けて、本年中に重点的に取り組むほか、その後も県民の理解が進むよう引き続き取り組んでいく。

４　その他（関連情報等）

広島県ホームページ「青少年健全育成情報サイト」中に掲載

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/seisyounen-kennzennikusei/zyoureikaisei0610.html

別紙１

被害者にも加害者にもならないために・・・

広島県青少年健全育成条例を改正しました

注意1　相手が誰でも自画撮りを送信しては絶対ダメ！

「写真を送って」は、危険がいっぱい！

広島県　広島県警察　広島県教育委員会

注意 2

淫行・わいせつの誘いに応じては絶対ダメ！すぐに相談を！

淫行・わいせつ行為の勧誘・強要は犯罪です！

SNSで誘われても

「お金をあげるよ」と言われても

脅されても

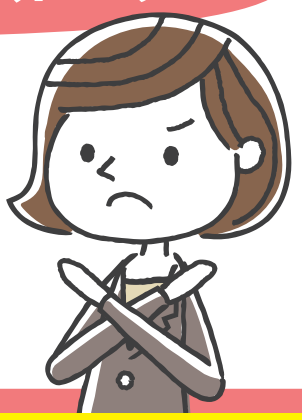

また、応じるよう求めても **絶対ダメ！**

保護者の方へ

フィルタリングを利用しましょう

～SNSを介して性被害にあうケースもあります～

フィルタリングとは、青少年を違法・有害情報との接触から守り、安全に安心してインターネットを利用する手助けをするサービスです。

令和5年にSNSなどで犯罪の被害に遭った青少年のうち、約9割がフィルタリングを利用していなかったことが判明しています。
（令和5年警察庁統計資料より）

フィルタリングを利用するとなにができる？

① 有害・違法情報を遮断できる！

② アプリの利用を把握できる！

③ 利用時間を管理できる！

フィルタリングによる制限は、段階的に調整できるので、お子さまの成長に合わせた見守りが可能です。また、アプリ単位で閲覧や使用の可否を個別にカスタマイズすることができます。

広島県青少年健全育成条例 改正のポイント

～改正後はこうなります～

令和7年1月1日施行

性的な画像など（児童ポルノなど）の提供要求行為の禁止

青少年に裸の画像などの提供を求める行為は禁止されます【罰則 30 万円以下の罰金】

淫行・わいせつ行為の勧誘などの禁止

青少年にみだらな性行為やわいせつな行為をするよう誘ったり、強要する行為は禁止されます【罰則 6月以下の懲役または30 万円以下の罰金】

フィルタリングの利用促進

フィルタリングを利用しない場合の保護者が行う手続きなどを規定しました

青少年（18 歳未満）への罰則適用の見直し

令和6年10月7日施行

青少年に対しては条例の罰則を適用しません

※青少年には条例にもとづく罰則（懲役や罰金）は適用されませんが、改正後も引き続き、規定を破れば条例違反となります。警察による補導、刑法などの他の法令により処罰される可能性もあります。

相談窓口

誰にも相談できない・・・と悩んでいませんか？ 一人で悩まないで相談してね

【警察の少年相談窓口】
ヤングテレホン広島
TEL.082-228-3993
※24時間365日受付　※最寄りの警察署でも対応可能
※広島県警察ホームページ内ヤングメールでの相談も受け付けています。

【性犯罪の相談窓口】
性被害ワンストップセンターひろしま
無料ダイヤル #8891
NTTひかりからは0120-8891-77
直通ダイヤル082-298-7878（通話料がかかります）
※24時間365日受付

【インターネット上の違法・有害情報に関する相談窓口】
違法・有害情報相談センター（Web受付）
https://www.ihaho.jp

改正条例の詳細な内容についてはコチラから

広島県青少年健全育成条例が改正されました
令和７年１月１日施行

別紙２

携帯電話事業者・販売代理店の皆様へ

改正趣旨

青少年がインターネットを介して**犯罪被害等**に遭うことを防止するため、「青少年インターネット環境整備法」の規定を補完し、**フィルタリングの利用促進**を図るための改正を行いました。

改正内容

青少年が利用する携帯電話端末等の契約に関する次の３点の規定を新設しました。

１

青少年が使用する携帯電話端末等のインターネット利用を含む契約の際、青少年又は保護者に対して、既に法律で規定されている説明事項（インターネット利用により青少年有害情報を閲覧する可能性やフィルタリングサービス及びフィルタリング有効化措置の必要性等）に加え、新たに、青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発したり被害を受けるおそれがある点等を説明するとともに、これらの事項を記載した書面（電磁的記録を含む。以下同じ）を交付しなければなりません。

２

保護者がフィルタリングサービスを利用しない又はフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨を申し出た場合には、規則で定める理由（※１）を記載した書面の提出を求めなければなりません。

３

保護者から提出された上記の書面を保存（※２）しなければなりません。

その他

条例に規定された事項を確認するため、立入調査規定も設けられました。
ご協力をお願いします。

※１について

■**フィルタリングサービス**を利用しない場合の理由とは、次の理由をいいます。
・青少年が就労しており、フィルタリングサービスの利用により業務に著しい支障を生ずること
・青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、フィルタリングサービスの利用により日常生活に著しい支障が生じること
・保護者が青少年の携帯電話端末等からのインターネットの利用状況を適切に把握すること等により、有害情報を閲覧することがないようにすること
■**フィルタリング有効化措置**を講ずることを希望しない場合の理由とは、次の理由をいいます。
・保護者の責任において、適切にフィルタリング有効化措置を行うこと

※２について

■「**書面の保存**」について、保存期間は次のとおりです。
・書面の提出を受けた日から、①、②のいずれか早い日まで
①当該携帯電話端末に係る携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約が終了する日
②当該契約に係る青少年の年齢が満18歳に達する日

改正条例の詳細な内容についてはこちらから

問合せ先
広島県環境県民局県民活動課
子ども若者育成支援・ＮＰＯグループ
TEL：082-513-2740

お子様が被害に遭わないために…

～フィルタリングを利用しましょう～

保護者の皆様へ

インターネット利用の低年齢化等を背景に、**SNSで知り合った相手と会って被害に遭う**事例や、**相手の求めに応じて性的な姿態を撮影した画像を提供させられる**等の被害が深刻な状況にあります。
こうした状況を踏まえ、本県では、広島県青少年健全育成条例の一部を改正し、**フィルタリングの利用促進**を図るため、保護者が行う手続きなどを規定しました。

ご存知でしたか？

お子様が利用するスマートフォン等の契約時には、原則として、**フィルタリングサービスを利用し、フィルタリング有効化措置を講ずる**ことが法律で**義務化**されています。

※『フィルタリング有効化措置』…お子様が利用するスマートフォン等を契約する際に、フィルタリングを設定して利用できるようにすること。

～そもそもフィルタリングとは？～

・フィルタリングは、青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用するための手助けをしてくれるサービスです。
・小学生、中学生、高校生と、お子様の成長に合わせて、利用目的にあわせたカスタマイズが可能です。

実際にあった被害やトラブル

■ 相手も女の子だと思い、下着姿の写真を送ったら…

→SNSで知り合った相手を同性だと思い込み、下着姿を要求されたため、そのとおり送ってしまった。しかし、実際その相手は男性だと判明し、その後、脅迫被害に遭ってしまった。

■ アダルト動画を見たばっかりに…

→アダルトサイトの動画再生ボタンをクリックしたとき、「ご登録ありがとうございます。7万円を2日以内にお支払いください。」の画面が突然表示され、慌てて指定口座へ振り込んでしまった。

フィルタリングを利用するメリット

1．有害・違法情報を遮断できる！
2．アプリの利用を把握できる！
3．利用時間を管理できる！

→ スマホの使い過ぎやアプリ内課金など身近な問題から、有害サイトへのアクセスによる犯罪被害等の悪質な問題まで、 フィルタリングを利用することによりあらゆる問題を幅広くカバーすることができます。

改正条例の詳細な内容についてはこちらから

問合せ先
広島県環境県民局県民活動課
子ども若者育成支援・ＮＰＯグループ
TEL：082-513-2740